

植物遺伝資源種子預託契約書

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）遺伝資源センター（以下「遺伝資源センター」という。）は、農研機構を代表して遺伝資源センターの行う農業生物資源ジーンバンク事業の目的に一致して、食料・農業植物遺伝資源の多様性の保全、食料安全保障および植物遺伝資源研究の発展に寄与する観点から、食料・農業植物遺伝資源の保存および提供の活動を行う国内外の研究機関等から食料・農業植物遺伝資源の預託を受け、以下の諸条件に基づき種子の長期保存を行う。

（契約の当事者）

1. 本契約の当事者は、

〇〇〇〇（以下「預託者」という。）と遺伝資源センターを代表とする農研機構である。

（預託の対象）

2. 本契約書は、遺伝資源センターを代表とする農研機構に対し、預託者が〇〇種子（〇〇〇点、概要は別紙に記載。以下「当該種子」という。）を預託する（以下「本預託」という。）に当たって、相互の合意事項を定めるものである。

3. 本預託の対象とする食料・農業植物遺伝資源は、法令によって管理上特別な措置を必要としない種子に限る。特に、植物防疫法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象は預託の対象としない。

4. 本預託の対象とする食料・農業植物遺伝資源は、通常種子(orthodox seed)に限る。

（財産権等）

5. 預託者は、当該種子を遺伝資源センターに預託する。農研機構は本預託の保存に要する費用を預託者に請求しない。また、本預託の期間中は農研機構に対し当該種子および当該種子に関わる一切の知的財産権の移転は行われぬ。

6. 預託者は、本預託期間の満了後、当該種子が原則として農研機構に譲渡されることに同意する。なお、当該種子の譲渡は別に定めのない限り、食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約第12条第4項に定める定型の素材移転契約の諸条件に一致して行うこととし、農研機構に対する当該種子に関わる一切の知的財産権の移転は行われぬ。

7. 6.に関わらず、本預託の期間中に預託者が預託契約を更新する場合は、当該種子は農研機構に譲渡されない。

（預託受入）

8. 預託者は、発芽率の高い新規の種子を遺伝資源センターが指定する容器に封入し、遺伝資源センターに送付する。送付に係る一切の費用は預託者の負担とする。

(情報の提供)

9. 預託者は、種子の預託にあたって当該種子の管理に必要な事項を記入した目録を遺伝資源センターに提供する。目録の様式は、遺伝資源センターが指定するパスポート登録様式(別紙様式第1号)に従う。

(保存)

10. 遺伝資源センターは、本預託の実施において当該種子の長期保存を行う。保存場所は、茨城県つくば市観音台二丁目1番2号、遺伝資源センター遺伝資源保管施設とする。なお、保存期間中の当該種子の発芽試験・増殖・配布は行わない。

(預託期間)

11. 本預託の期間は、23.に定める本預託契約の開始の後、最長20年間とする。

(預託の更新)

12. 預託者は、預託期間満了前に預託の契約を更新する場合は、23.に準じて預託契約を締結するものとする。
13. 預託者は、発芽率の高い新規の種子を遺伝資源センターが指定する容器に封入し、遺伝資源センターに送付する。送付に係る一切の費用は預託者の負担とする。

(種子の返却)

14. 預託者は、農研機構に対し、遺伝資源センター長あての返却の意思の表示と当該種子とを明示した文書の通知により、当該種子の返却を請求することができる。
15. 遺伝資源センターは、預託者からの請求に基づいて当該種子を返却する。種子の返却は原則として預託契約単位として行う。返却に関わる一切の経費は原則として預託者の負担とする。
16. 遺伝資源センターは、11.に関わらず、やむを得ない事由により当該種子を保存できなくなった場合、当該種子を預託者に返却することができる。種子の返却は原則として当該種子一式を単位として行う。返却に関わる一切の経費は農研機構の負担とする。
17. 遺伝資源センターは、預託更新により預託期間の満了した当該種子を処分する場合、原則として預託者との合意に基づき廃棄または預託者に返却する。

(免責事項)

18. 農研機構は、当該種子の品質について責任を負わない。
19. 農研機構は、本預託の期間中に生じた、火災、地震、大水、暴風雨、気候の変動、爆発、戦争、事変、暴動・強盗、鼠害、虫害その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害など、善良なる管理者の責を越えて発生した不可抗力による当該種子への損害については、その責任を負わない。

(事故・紛争処理)

20. 当該種子の輸送段階における事故の処理については、契約の当事者双方で協議し速やかに処理する。

- 2 1. 本契約書の履行について疑義を生じた内容および本契約書に定めのない事項については、双方が協議し円満な解決を図る。
- 2 2. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(預託契約)

- 2 3. 本契約書は2通作成し、署名又は捺印のうえ預託者および遺伝資源センターがそれぞれ1通を保管する。
- 2 4. 本契約の発効は以下のいずれかの署名のうち遅い方の日とする。

(署名)

預託者

機関名：

住所：

役職および代表者名： _____ 印

年 月 日

遺伝資源センター

機関名：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター

住所： 茨城県つくば市観音台二丁目1番2号

遺伝資源センター長： _____ 印

年 月 日

(別紙)

預託する種子の概要

以下に植物遺伝資源種子預託契約書の 2.で述べた預託の対象となる種子の概要を記載する。詳細は植物遺伝資源種子預託契約書の 9.に従って作成した目録として遺伝資源センターに提供する。

[記載例]

植物の名称	学名	アクセシヨンの数

以下余白